

評価書(案)についての住民意見の概要および博覧会協会の見解

20 環境影響の総合的な評価

意見所の概要	見解
20-01 ・環境影響評価は、条例や環境基本計画・地域環境管理計画等との整合性も併せて検討すべきである。	本環境影響評価実施に当たっては、愛知県環境影響評価条例や環境基本計画・地域環境管理計画等の趣旨を踏まえ、実施しております。
20-02 ・新住事業や名古屋瀬戸道路を含めて博覧会の環境影響として比較しなければ意味がないので、評価方法の誤りである。	これまで本博覧会と地域整備事業(新住事業と名古屋瀬戸道路)についてそれぞれの事業主体が独自に環境影響評価を実施してまいりましたが、情報の共有に努めるとともに、準備書の提出時期を合わせるなど連携を図り適切に実施してまいりました。
20-03 ・対象地域を相対的に評価するためには、対象地域だけを診ては不十分である。何をもって「豊か」とするのかという基本的な自然観と、周辺地域や全国各地域と比較することが必要である。	本環境影響評価は要領に基づき、適切に実施しているところです。
20-04 ・環境保全努力において相対評価が重視されており、住民の納得は得られない。	評価書(案)においては、相対評価のみならず、基本計画に基づく、個別の環境要素毎の影響評価もしております。
20-05 ・時系列的变化のうち、アクセス交通の比較が準備書の2案と比べてやや優れている(p1419)としてあるが、なぜこんな結論が導かれるのか。	p1419 はアクセス交通のみの評価ではなく、大気質の供用時の影響に係る評価になっております。

意見所の概要	見解
<p>20-06</p> <p>・II案と基本計画の大気質の比較では、工事中のNO₂が基本計画の方が高いところがあるのに評価は「++」になっているなど理解しがたい。</p>	<p>工事中の大気質について、約50項目に渡る比較対象の内、5項目について基本計画では、第II案より博覧会事業の寄与分の数値が若干上回っており、その他の項目については同等又は負荷が低減しております。</p> <p>環境負荷の比較については、個々の項目について評価をするのではなく、工事中の大気質全体で総合的に比較評価し判断したものです。また、海上地区の会場規模縮小による工事量の減少や、地域の方々が特に懸念されている青少年公園地区から発生する工事用車両の減少など、回避・低減に対する検討経緯を踏まえ、トータルとして「++」と評価いたしました。</p>
<p>20-07</p> <p>・基本計画では発破作業を行わないのだから、低周波音の評価は「+」ではなく「++」ではないか。評価の基準が恣意的ではないか。</p>	<p>発破作業については、評価書(平成11年10月)段階ではどの程度の規模の発破作業をするかについて不明確であったため、定性的な比較しかできないことから「+」と判断いたしました。</p>
<p>20-08</p> <p>・植物の「-」評価が全て、更なる保全措置という微調整によりゼロまたは「+」に変わることは疑問である</p>	<p>環境保全措置については、評価書(案)の「更なる環境負荷軽減のための環境保全措置」において示しております。御指摘のあった「植物」については、注目すべき植物・重要な植物群落・植生現存量を保全対象とし、園内の造成計画を見直し、改変区域を変更することにより、その保全の度合いが格段に改善されたものと評価しております。また、その妥当性についても、各影響項目で検証しております。</p>
<p>20-09</p> <p>・環境影響の比較について、比較マトリクスは評価の基準・根拠がはっきりしないため、評価の判定の意味が理解できない。(他に同趣旨2件)</p>	<p>評価書に対する「第II案の検討をさらに具体的に進めて、より明らかに環境影響の程度の低減をすべき」との通産大臣意見を踏まえ、基本計画の評価にあたっては、評価書第I案及び第II案との比較検討を行いました。検討に当たっては、個別の環境要素毎に比較評価を行った上で、総合的に環境影響の程度が低減していることを明らかにしました。</p>

意見所の概要	見解
<p>20-10</p> <p>・海上の森や、青少年公園へのダメージについて記述せよ。開催後に、どれ位で復元されるのか。</p>	<p>各項目別の環境影響評価の予測点については、評価書(案)の第2編において記載しております。また、博覧会閉会後は青少年公園については県が都市公園として再整備し、海上地区については、一部恒久施設として利用するとともに、一部は民間地権者にお返しすることとしております。</p>
<p>20-11</p> <p>・影響が回避されている項目はほとんどない。「影響は回避できないが、被害を最小限に止めるために・・・ようにします」と表現を改めるべきである。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避することを優先して考えており、回避できない場合はその影響をできる限り低減することとしております。</p>

意見所の概要	見解
<p>20-12</p> <p>・基本計画案等とⅠ案やⅡ案と比較しても意味がない、ゼロ案や、環境保全の見地からも、県民から提案の多い造成済地等を含めた他会場での開催についても比較すべきである。(他に同趣旨 27 件)</p>	<p>本環境影響評価は、昨年 12 月に、パブリックコメントも求めた上で博覧会協会の理事会で決定した「基本計画」に基づき、環境影響の予測評価や負荷低減対策等を検討するために実施しているものであり、会場を大幅に変更するような代替案については、事業者としては検討の対象と考えておりません。ただし、</p>
<p>20-13</p> <p>・現在存在しない第Ⅰ案、Ⅱ案との比較評価は全く意味がない。比較検討すべきは、現状(ゼロ案)、入場者数 1,000 万人超との検討会議の合意をもとにした BIE 登録の計画、入場者数 1,500 万人の現計画(基本計画)、及びたとえば入場者数 700 万人程度を想定した計画の 4 案ではないか。(他に同趣旨 8 件)</p>	<p>BIE 登録申請時の案との比較は行っており、p1410 に記載しております。なお、評価書(平成 11 年 10 月)における第Ⅰ案、第Ⅱ案との比較評価は、要領上、環境負荷が低減していることを確認するために行っているものではありません。また、基本計画で設定している</p>
<p>20-14</p> <p>・規模の異なる計画案について、ポイント比較で優劣を評価しても、まったく前提が異なるので、評価の真偽が判断し得ない。</p>	<p>計画入場者数(15 万人)や想定入場者数(1,500 万人)について、より少ない入場者数を想定した代替案についても評価すべきというご意見については、博覧会協会としては、今回の評価書(案)において、現行計画でも、適切な環境保全措置を講じること等により、</p>
<p>20-15</p> <p>・時系列的複数案の比較として、99 年評価書、BIE 登録案、2001 年 12 月の基本計画の順番で、どのように環境負荷低減が図られてきたのかを、評価書(案)で示すべきである。</p>	<p>環境負荷をできる限り低減することができることを明らかにしたと考えており、現行の入場者数等を下方修正した代替案については、別途環境影響評価を行う必要はないと考えております。</p>
<p>20-16</p> <p>・ゴンドラ、グローバルループ、会場外駐車場、森林体感地区、資材置場、表土仮置場、リサイクル施設、ヘリポート、会場の解体工事などについて複数の代替案を含んだ環境影響評価を再度実施すべきである。</p>	<p>なお、想定入場者数については、会場面積の縮小等を踏まえ第Ⅰ案・第Ⅱ案の約 2,500 万人から 1,500 万人に縮小しました。また、本博覧会の期間平均は 8.1 万人/日となるものの、博覧会計画では一般的に施設規模の安全性等をチェックする観点から計画基準日入場者数を設定することとしており、過去博での入場者数の変動の程度の実績、BIE 登録申請案にはなかった東部丘陵線を今回見込んでいることなどを踏まえ、15 万人としています。博覧会協会としては、1,500 万人の想定入場者数を目標として、魅力ある博覧会の開催に向けて計画を具体化するとともに、できる限りの平準化に努力してまいります。実際にこれ以下の入場者数となった場合は、環境負荷は基本的に小さくなり、安全側の評価になると考えております。</p>

意見所の概要	見解
<p>20-17</p> <p>・今回の評価書(案)は、最大限の環境負荷低減への努力を欠くもので不十分である。(他に同趣旨2件)</p> <p>20-18</p> <p>・環境への影響負荷を最大限に回避する方策として、会場予定地の変更を視野に入れた評価を行ってほしい。</p>	<p>今回予測の前提とした「基本計画」は、環境負荷の低減に最大限配慮し、策定したものであります。この「基本計画」を基に、予測および評価を行った結果、一部の環境要素において負荷低減が十分でないと判断したことから、更なる保全措置を検討した結果、多くの項目で環境負荷が回避又は低減されたと判断しました。なお、今回予測評価を行ったものについて、事業による影響を確認するためにモニタリング調査を実施することとし、著しい影響があると認められた場合には、事業計画の変更も含めた適切な対策を講ずることとしております。</p>